

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	神戸市 介護保険に関する事務 基礎評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に係る事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①資格に関する事務 ②賦課に関する事務 ③収納に関する事務 ④給付に関する事務</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1項番68の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>1. 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 3. 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第一号事業支給費の支給に関する事務 4. 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9. 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10. 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務(第1号から第3号まで及び次号に掲げるものを除く。) 12. 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務 13. 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 14. 介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、共通基盤システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の100の項</p> <p>2. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(131, 132の項)</p> <p>・番号法第19条第9号及び神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第2 21の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神戸市 福祉局 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市 地域協働局 市民情報サービス課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所1号館4階) 神戸市 福祉局 介護保険課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		<p>[]委託しない</p>
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		<p>[]提供・移転しない</p>
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>[]接続しない(入手) []接続しない(提供)</p>
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	14.介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務	事前	
平成29年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項	別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第2項	事前	
平成29年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項)及び95項	事前	
平成31年1月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	林 秀和	介護保険課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年1月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	過去1年以内に発生しなかったため
平成31年1月18日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年1月18日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年1月18日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年1月18日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年1月18日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年1月18日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月18日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年1月18日	IVリスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年1月18日	IVリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
令和2年9月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	神戸市 保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課	神戸市 福祉局 介護保険課	事後	職制改正による表現の変更
令和2年9月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課	神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課	事後	職制改正による表現の変更
令和2年9月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所1号館4階) 神戸市 保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所1号館4階) 神戸市 福祉局 介護保険課	事後	職制改正による表現の変更
令和3年9月30日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の改正によるもの
令和3年9月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課	神戸市 市長室 市民情報サービス課	事後	職制改正による表現の変更
令和4年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、12号、13号、14号、第2項 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、12号、13号、14号、第2項 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、12号、13号、14号、第2項 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の100の項 2. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	番号法の改正によるもの 規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の変更
令和7年10月3日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携/②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項)及び95項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(93, 94の項) ・番号法第19条第14号及び特定個人情報の提供の制限の特例を定める規則(規則については、特定個人情報保護委員会に情報連携の届出予定)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(131, 132の項) ・番号法第19条第9号及び神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第2 21の項	事後	番号法の改正によるもの
令和7年10月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市 市長室 市民情報サービス課	神戸市 地域協働局 市民情報サービス課	事後	職制改正による表現の変更
令和7年10月3日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の追加
令和7年10月3日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	事後	規則等改正に伴う「基礎項目 評価書」の記載事項の追加